

カエプロ
商品保証・工事保証規約

本規約の適用

お客様は、当社へ工事を申し込みした時点で、本規約の内容を確認し、本規約に同意したものとみなします。
本保証は、本規約に基づき提供されるものとし、お客様は本規約の定めに従うものとします。

第1条（保証の目的）

本保証は、大問屋株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する「カエプロ」において販売および施工した住宅設備機器について、保証期間内に発生した故障、不具合または損傷に対し、本規約に定める条件に従い、修理、補修、部品交換または代替品提供等の保証サービスを提供することを目的とします。

第2条（保証対象者）

本保証は、当社より保証対象商品を直接購入し、当社または当社指定施工業者による設置工事を完了したお客様を対象とします。

次の各号に該当する場合は保証対象外とします。

1. 一般家庭用以外の用途で利用される場合
2. 店舗、事務所、施設、賃貸経営、民泊その他業務または営利目的で利用される場合
3. 商品または保証対象設備を第三者へ譲渡、転売または所有権移転した場合
4. 日本国外で利用される場合

第3条（商品保証）

1. 当社は、保証対象商品について、取扱説明書、本体注意ラベルその他メーカーが定める使用方法に従った正常な使用状態において発生した自然故障に対し、本条の定めに従い保証を行います。
2. 商品保証の内容は、原則としてメーカー保証内容に準ずるものとします。ただし、本規約に別段の定めがある場合は、本規約を優先して適用するものとします。
3. 商品保証の保証期間は、保証対象商品の設置工事が完了し、工事完了確認書にお客様が署名した日（以下「工事完了日」といいます。）を起算日として10年間とします。
なお、本保証期間にはメーカー保証期間を含むものとし、メーカー保証期間終了後は、本規約に基づく商品保証を適用するものとします。
4. 当社は、保証期間内に発生した保証対象故障について、修理、補修、部品交換その他当社が必要と判断する対応を行います。
5. 保証期間中の修理回数に制限はありません。ただし、商品保証における保証上限額は、保証対象商品の販売価格（税込）を上限とします。
6. 保証期間中に実施した修理費用の累計額が当該保証上限額に達した場合、本保証は終了するものとしま

す。次の各号のいずれかに該当する場合、当社は修理に代えて同等性能を有する代替品を提供することがあります。

- (1) メーカーによる補修用性能部品の供給が終了している場合
- (2) メーカーの事業撤退、倒産その他の事由により修理対応が困難な場合
- (3) 修理に必要な部品の調達が著しく困難な場合
- (4) 当社が修理不能と判断した場合

7. 前項に基づき代替品を提供する場合、代替品のメーカー、機種、色、仕様その他の内容は当社が選定するものとし、お客様はこれを指定できないものとします。
また、代替品の提供をもって本保証に基づく当社の責任は履行されたものとします。

【保証期間の考え方】

・メーカー保証期間が1年間の商品については、設置完了日から1年間はメーカー保証が適用され、メーカー保証終了後の9年間は本規約に基づく商品保証が適用されます。

・メーカー保証期間が2年間の商品については、設置完了日から2年間はメーカー保証が適用され、メーカー保証終了後の8年間は本規約に基づく商品保証が適用されます。

・メーカー保証期間が5年間の商品については、設置完了日から5年間はメーカー保証が適用され、メーカー保証終了後の5年間は本規約に基づく商品保証が適用されます。

いずれの場合も、商品保証期間の合計は設置完了日から10年間とします。

第4条（工事保証）

工事保証は、当社または当社指定施工業者が実施した施工に起因する不具合を対象とします。
保証対象となる主な内容は次のとおりです。

1. ガス配管接続工事に起因するガス漏れ
2. 電気配線工事に起因する不具合
3. 取付施工不良による機器の故障または不具合
4. 機器固定部材その他施工箇所における施工不良による不具合工事保証期間は、工事完了日を起算日として10年間とします。

保証期間中は、当社の判断により復旧補修または部品交換その他必要な対応を行います。

工事保証の範囲

工事保証は、当社が施工した箇所に限り適用されます。次の各号に該当する場合は工事保証の対象外とします。

1. 施工箇所に接続される既設ガス配管、既設電気配線その他既存設備に起因する不具合
2. 建物躯体、下地、換気設備その他建物側の要因による不具合
3. メーカー起因による製品不良または製品故障
4. 経年劣化による既設設備の故障または不具合
5. 当社施工箇所以外に起因する不具合

当社による点検の結果、当社施工箇所以外に原因があると判断した場合は、本保証の対象外とし、有償対応となる場合があります。

第5条（保証対象外）

次の各号に該当する場合は、本保証の対象外とし、有償対応とします。

1. 取扱説明書、本体表示、注意事項その他メーカーが定める使用方法に反した使用に起因する故障または損傷
2. お客様または第三者による改造、分解、移設、修理または加工に起因する故障または損傷
3. 清掃不足、日常的な維持管理不足または使用環境に起因する不具合
4. 油汚れ、ほこり、異物混入、虫害、動物被害その他外的要因による故障または損傷
5. サビ、腐食、変色、変形、劣化、摩耗その他経年変化による不具合
6. 落下、衝撃、接触その他お客様の故意または過失による故障または損傷
7. ガス供給設備、電気設備、換気設備、建物躯体その他当社施工箇所以外に起因する不具合
8. 排気不良、給気不足、建物構造その他設置環境に起因する不具合
9. 地震、津波、台風、豪雨、洪水、落雷、火災、凍結その他の自然災害による故障または損傷
10. 塩害、公害、異常電圧、異常ガス圧その他外部環境に起因する故障または損傷
11. メーカー保証対象外とされる故障または不具合
12. 使用上支障のない傷、汚れ、変色その他外観上の事象
13. 故障または不具合の再現が確認できない場合
14. 当社が施工していない設備または部材に起因する故障または不具合
15. 保証書の提示がない場合または保証対象であることを確認できない場合

第6条（保証の請求および対応）

1. 保証期間内に故障、不具合または損傷が発生した場合、お客様は速やかに当社へ連絡し、保証サービスの利用を申し出るものとします。
2. 当社は、保証対象の可否を判断するため、現地確認、写真提出その他必要な調査を求めることがあります。
3. 当社による確認の結果、保証対象であると判断した場合、当社は修理、補修、部品交換またはその他必要な対応を行うものとします。

4. お客様が当社へ事前連絡することなく第三者へ修理、補修、交換その他の作業を依頼した場合、その費用は保証対象外とし、当社は一切の負担を負わないものとします。
5. 当社による点検の結果、保証対象外であると判断した場合、または故障もしくは不具合が確認できなかった場合には、お客様は当社に対し、出張費 8,000 円（別途消費税）および部材費、作業費、運搬費その他実費を支払うものとします。
有償修理または有償補修が必要となる場合、当社は作業実施前に概算費用をお客様へ提示し、お客様の承諾を得た上で作業を行うものとします。
6. 保証対応の日程、作業内容および対応方法については、当社または当社指定業者が決定するものとします。
7. 保証対応に伴い交換された部品および機器については、当社またはメーカーへ帰属するものとし、お客様へ返却しないものとします。

第 7 条（保証の終了事由）

当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本保証を終了し、以後の保証サービスの提供を行わないものとします。

1. 当社が定める保証期間が満了した場合
2. 保証対象商品または保証対象設備が第三者へ譲渡、転売または所有権移転された場合
3. 保証対象商品が日本国外へ移設された場合
4. お客様または第三者により、当社の承諾なく改造、分解または加工が行われた場合
5. 当社または当社指定業者以外の者により、移設、再設置、追加工事または修理が行われた場合
6. 保証請求に際し、虚偽の申告、事実の隠蔽その他不正行為が認められた場合
7. 保証対象商品または保証対象設備が撤去された場合
8. その他、本規約に重大な違反があった場合

前項各号のいずれかに該当した場合であっても、それまでに発生した有償費用その他お客様が負担すべき債務については消滅しないものとします。

第 8 条（免責事項）

1. 当社は、本保証に基づく修理、補修、部品交換または代替品提供等の対応を行う場合であっても、次の各号に掲げる損害については責任を負わないものとします。
 - (1) 保証対象商品または保証対象設備の故障、不具合または使用不能により生じた営業損失、休業損失その他の逸失利益
 - (2) 宿泊費、交通費、通信費、代替品の購入費用その他これらに類する間接的な費用
 - (3) 建物、家財、内装その他の設備に生じた二次的損害
 - (4) 商品または設備の故障に起因して発生した精神的損害その他これに類する損害
 - (5) メーカーによるリコール、製造終了その他メーカー起因の事由により発生した損害
 - (6) 地震、津波、台風、洪水、火災、落雷その他の自然災害または不可抗力に起因する損害
 - (7) 商品または設備に保存された設定内容、記録内容その他のデータの消失または破損による損害
 - (8) 当社の責めに帰することのできない事由により発生した損害

2. 当社が本保証に基づき負う責任の範囲は、本規約に定める修理、補修、部品交換または代替品提供に限られるものとします。

第9条（規約の改定）

1. 当社は、法令の改正、社会情勢の変化、サービス内容の変更その他合理的な理由がある場合、本規約を改定することができるものとします。
2. 改定後の規約は、当社ホームページへの掲載その他当社が適当と認める方法により公表した時点から効力を生じるものとします。
3. 保証内容に重大な影響を及ぼす変更を行う場合には、当社は合理的な方法により事前に周知するよう努めるものとします。

第10条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を準拠法とします。
2. 本規約または本保証に関してお客様と当社との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。